

統計用語解説

1 基幹統計調査

統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項では、行政機関が作成する統計のうち、法律で直接規定されている国勢統計や国民経済計算、さらに総務大臣が指定した特に重要な統計を「基幹統計」と位置付けています。**令和7年1月現在で54の基幹統計があります。**

この基幹統計を作成するための調査を「基幹統計調査」といいます。基幹統計調査には、その重要性和規模の大きさに鑑みて、地方公共団体への事務委託、統計調査員の設置、かたり調査の禁止、調査対象への報告義務の賦課等の規定が整備されています。

2 住民基本台帳人口と国勢調査人口

住民基本台帳人口は、調査時点において住民基本台帳に現住者として記載されている人数です。公簿には届出によって登録されるため、発生時期と届出時期にタイムラグが生じることや、公簿への登録もれ・訂正遅延等が生じることがあります。

それに対して国勢調査人口は、調査時に実際にその地に居住しているすべての人数（常住人口）であり、住民基本台帳人口と異なる数値になる場合があります。

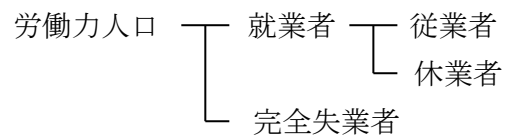
3 常住人口と昼間人口

国勢調査による常住人口は、人が寝泊まりする場所での人口となるため、夜間人口とも呼ばれます。

この常住人口に通勤通学のため他地域から流入する人口を加え、同じく通勤通学のため他地域に流出する人口を差し引くことによって算出された数値が昼間人口です。なお、買い物、娯楽などの目的で流出入する人口は含まれません。

4 労働力人口

15歳以上人口のうち、調査期間中において収入を伴う仕事を1時間以上した者（従業者）、休業中の就業者（休業者）、完全失業者の総体を労働力人口といいます。



5 年少人口・生産年齢人口・老年人口

通常、年齢15歳未満の人口を年少人口といい、15歳以上65歳未満の働き盛りの人口を生産年齢人口といいます。ただし、実際に働いているか否かは問いません。そして65歳以上の人口を老年人口としています。

また、最近では65歳以上の人口を一律に老年人口とせず、前期（65～74歳）と後期（75歳以上）に区分して、別個に扱うこともあります。

6 世帯

現在国勢調査に用いられている世帯の定義は次のとおりです。

○一般世帯

住居と生計を共にする者の集まり、または一戸を構えて生活している単身者。

またそれらの世帯と住居を共にして、別に生計を維持している単身者や、会社や官公庁などの寮・寄宿舎等に居住する単身者。

○施設等の世帯

寮・寄宿舎等に居住する学生・生徒、病院等の入院者、社会施設・矯正施設の入所者、自衛隊営舎内居住者などの集まりで、施設ごと、棟ごとなどにまとめて1つの世帯とする。

なお、他の統計調査でも世帯の定義は概

ね共通ですが、調査によって多少異なる場合があります。

センサス等に使われるとおり、全数調査一般を意味するようになりました。

7 事業所

物の生産やサービスの提供などの経済活動が業として行われている個々の場所をいい、同一企業でも本社（店）、支社（店）、工場等はそれぞれ別の事業所とみなされます。

経済センサスなど、各種の経済統計で調査単位として用いられます。

8 産業分類

産業とは事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産または提供に係るすべての経済活動をいいます。

教育、宗教、医療、公務など非営利的活動も含みますが、家庭内で家族が行う家事労働は含めません。

統計を作る場合、これらの多くの産業を体系的に分類する必要がありますが、それぞれの統計で異なった分類が使用されていると大変不便です。そのため、わが国では昭和24年10月に「日本標準産業分類」が定められました。

これにより、まず各産業を大分類（A～T）に分類し、さらに中分類（2桁の数字）、小分類（3桁の数字）、細分類（4桁の数字）の計4段階に分類しています。

9 センサス

センサスとは、一定の社会集団全体を対象として公的機関により行われる大規模な全数調査のことを指します。

センサスの語源は、古代ローマにおいて市民登録と徴税にあたった役人の職名からくるものとされています。これが転じて国勢調査、あるいはそれに類する大規模な人口調査のことを指すようになり、さらには経済センサス、農林業